令 和 元 年 ６ 月 21日

第３回南知多町議会定例会会議録

１　議　事　日　程　　　　　　　　　　　　　　　　６月２１日（初　日）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

日程第４　報告第４号　平成30年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第５　報告第５号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（大井公民館敷地内における車両損害事故））

日程第６　報告第６号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（師崎中学校敷地内における車両損傷事故））

日程第７　議案第33号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

日程第８　議案第34号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第９　議案第35号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第10　議案第36号　教育委員会委員の任命同意について

日程第11　議案第37号　工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事）

日程第12　議案第38号　財産の購入について（ノートパソコン91台）

日程第13　議案第39号　財産の購入について（海っ子バス（中型バス）１台）

日程第14　議案第40号　南知多町税条例の一部を改正する条例について

日程第15　議案第41号　南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第16　議案第42号　令和元年度南知多町一般会計補正予算（第１号）

日程第17　請願第２号　「日本政府に消費税10％増税の中止を求める意見書」の採択を求める請願

２　会議に付した事件　　議事日程に同じ

３　議員の出欠席状況

出席議員　（１２名）

１番	山本優作	２番	鈴木浩二
３番	片山陽市	４番	小嶋完作
５番	内田　保	６番	石垣菊蔵
７番	服部光男	８番	藤井満久
９番	吉原一治	10番	松本　保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員　（なし）

４　説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
検査財政課長	山下忠仁	防災安全課長	滝本　功
税務課長	神谷和伸	企画部長	鈴木茂夫
企画課長	高田順平	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	大岩幹治	建設課長	山本　剛
産業振興課長	鈴木淳二	水道課長	坂本有二
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	富田和彦
保健介護課長	田中直之	教育長	高橋　篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森　崇史	学校給食センター所長	山本剛資
会計管理者兼出納室長	山本有里		

５　職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	係長	磯部貴宏

〔　開会　９時３０分　〕

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を６月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費削減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第３回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において９番、吉原一治議員、10番、松本保議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から７月３日までの13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決定しました。

日程第３　町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第３、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

元号も改まりまして、令和最初の議会となります６月定例町議会を招集させていただきましたところ、議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

希望に満ちた令和の始まりに当たりまして、穏やかで充実した日々のもと、町民の皆様が豊かで幸せに暮らす日本一住みやすい南知多町を実感していただけるような、そんな時代となりますよう、皆様とともに決意も新たに力強く町政を推進してまいります。

皆様方におかれましては、さらなる深い御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

日間賀島渡船ターミナルの竣工並びに供用開始につきまして御報告申し上げます。

日間賀島渡船ターミナル、愛称「ひまポ」につきましては、平成31年２月28日に竣工し、４月１日より供用を開始しております。

今回新たに渡船ターミナルを整備したことによりまして、この施設が初めて訪れる人や再び訪れる人につながる場所として、そして何より「行ってらっしゃい」「お帰りなさい」と家族や島民の皆様が笑顔でつながる場所となるよう願っております。

この整備を機に、ますますの観光業と水産業の振興を図り、誘客促進と地産地消による島内観光の消費拡大に努めてまいります。

次に、３月議会で申し上げました施政方針の中におきまして、３つの減らすものをお示しさせていただいておりますが、その状況につきまして報告させていただきます。

まず、１つ目の医療費の関係でございます。

健康に関心を持ち、病気の早期発見、早期治療、重症化予防により、医療費の削減につなげるため、昨年度より国民健康保険の人間ドック助成事業を行っております。

昨年は大変御好評をいただき、募集開始初日に定員の160名に到達してしまい、多数の皆さんの申し込みをお断りせざるを得ませんでした。

そのため、今年度は助成額を昨年度の７割助成から定額１万2,000円の助成に引き下げさせていただくかわりに、たくさんの皆様に人間ドックを受けていただくよう、定員を110名ふやしまして270名として実施しております。

今年度は約200名の方に申し込みをいただいておりますが、まだ定員にあきがございます。町民の皆様にはたくさんの申し込みをお待ちいたしているところでございます。

また、９月中旬には脳ドックの助成事業の募集も始めます。こちらも７割助成から定額の7,000円の助成に引き下げさせていただいておりますが、定員を50名分増加し200名としますので、町民の皆様の申し込みを期待してお待ちいたしております。

続きまして、減らすものの２つ目、ごみ排出量の関係でございます。

ごみ排出量の抑制のための施策として、昨年度の下半期より、「がんばるごみ減量報奨金制度」を実施しております。

昨年度の下半期につきましては、町民の皆様の御協力により、町全体で１日１人当たり21.7グラムの減量をすることができました。今年度につきましても実施方法を一部改めさせていただきまして継続させていただいておるところでございますが、上半期分の１月分から５月分までの途中経過を見ますと、残念ながら町全体で１人１日当たり17.2グラムの増加の状態となっております。

今後もミックスペーパーを含めた資源ごみの分別や生ごみの水切りの徹底など、さらに啓発を進め、皆様とともに力を合わせ、ごみの減量に取り組んでいかなくてはならないと考えております。

ごみの減量により、ごみ処理費に係る経費を他の事業の財源に回せる可能性は十分あると考えております。さらなるごみ減量化の意識の高揚を図るための施策を実施してまいりますので、町民の皆様方におかれましても、今までにも増しての深い御理解と御協力をお願いする次第でございます。

最後に、３つ目の交通事故を減らそうに関する件でございます。

これにつきましては、残念な報告となります。５月13日でございます。南知多道路の豊丘インター出口の信号交差点におきまして、単独の交通死亡事故が発生してしまいました。本町の死亡事故無事故記録は1,034日目で途切れることとなっております。交通死亡事故そのものの無事故は町民みんなの願いでございます。この決意を胸に、さらに強い意志を持って無事故に向かい、新たなスタートをいたしております。皆様には、今までにも増しての交通事故減少に対して深い御理解と御協力を改めてお願い申し上げま

す。

以上で諸般報告を終わらせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についてをはじめ報告３件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ10議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第４号の平成30年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により議会に報告をするものであります。

報告第５号の専決処分の報告につきましては、大井公民館敷地内で発生した車両損傷事故について、そして報告第６号の専決処分の報告につきましては、師崎中学校敷地内で発生した車両損傷事故につきまして、ともに損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

議案第33号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成31年３月29日に公布されたことに伴いまして、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものであります。

議案第34号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年３月29日に公布されたことに伴い、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条３項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第35号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年３月29日に、及び山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が同年３月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、南知多町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第３項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第36号の教育委員会委員の任命同意につきましては、５名の委員のうち１名の方が令和元年７月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第37号の工事請負契約の締結につきましては、去る５月29日に日間賀島漁港漁港施設機能強化工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第１項第５号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第38号のノートパソコン91台の購入及び議案第39号の海っ子バス、中型バスでございますが、１台の購入につきましては、去る５月29日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第40号の南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年３月29日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第41号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保法施行令の一部改正が平成31年４月１日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第42号は、令和元年度南知多町一般会計補正予算（第１号）であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億9,889万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ74億9,889万4,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして総務費600万円、民生費1,014万2,000円、衛生費734万2,000円、商工費１億981万4,000円及び消防費6,559万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金3,560万7,000円、県支出金909万9,000円、繰越金1,085万9,000円、諸収入8,412万9,000円及び町債5,920万円をそれぞれ追加するものであります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第４　報告第４号　平成30年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につ

いて

○議長（藤井満久君）

日程第４、報告第４号　平成30年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、報告第４号　平成30年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第２号の規定に基づきまして御報告申し上げます。

１枚はねて、平成30年度南知多町繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成31年２月議会臨時会及び平成31年３月議会定例会で繰越明許費の補正措置を可決いただきました５事業について、年度内に完了ができないため、記載のとおり令和元年度に繰り越しをしましたので、報告するものであります。

繰り越しをいたしました事業は、師崎山ノ神避難場所整備事業、小学校普通教室空調機器設置事業、日間賀小学校トイレ洋式化等改修事業、中学校普通教室空調機器設置事業及び内海中学校万年塀改修事業の５事業であります。

表の一番下の欄、合計でありますが、５事業で、金額の欄２億5,511万3,000円のうち師崎山ノ神避難場所整備事業の基本設計は終了し、小学校及び中学校普通教室空調機器設置事業の一部を前金払い分として既に執行しているため、１億9,880万1,000円を翌年度へ繰り越しました。

その財源は、国庫支出金4,669万675円、町債１億1,230万円及び一般財源3,981万325円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

（挙手する者あり）

内田議員、質疑を許可します。

質疑は簡明にお願いします。

○５番（内田　保君）

わかりました。ありがとうございます、議長さん。

町民の皆さんの税金を無駄に使ってはいけないと思いまして、報告でありますが質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

本来、繰越明許費というのは、前年度30年度に執行し、事業を完了予定したもので予算化しているものであって、特別の事情があって繰り越しが認められるものであるというふうに私は理解しております。

しかし、日間賀小学校トイレ洋式化の改修工事の987万7000円と、内海中学校の万年塀936万9,000円は全く事業がなされていないような計算となっております。

この２点の繰り越しの特別な理由は何であったんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、内田議員の御質問につきまして御答弁させていただきます。

まず、日間賀小学校トイレ洋式化等改修事業、こちらにつきましては国のほうの補助金の採択、こちらが時期的なところで国の第２次補正であったと思いますけど、そちらが採択されました関係で工事のほうの契約ができずにおりまして、30年度のほうで繰越明許として翌年に繰り越して行う事業としております。

あと内海中学校の万年塀の改修につきましては、こちらも国の特例交付金が採択されたことによりまして、平成30年度の事業として実施をすることとしたものでありますが、こちらにつきまして改修に当たりまして一応３月の時期になりましたので、卒業式ですとか学校行事との関係で地元との調整がつかずに翌年度、令和元年に繰り越して事業を実施するという理由でございます。

○議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了いたします。

日程第５　報告第５号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（大井公民館敷地内における車両損害事故））

○議長（藤井満久君）

日程第５、報告第５号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（大井公民館敷地内における車両損害事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、報告第５号　専決処分の報告について御説明を申し上げます。

２枚目をごらんください。

専決第２号　損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大井公民館敷地内で発生をいたしました車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、去る平成31年３月25日付で専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により御報告をするものでございます。

１の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

２の事故の概要につきましては、平成30年９月４日午後３時ごろ、大井公民館敷地内の老朽化した町所有倉庫の一部が台風21号の強風により飛ばされ、駐車中の相手方自動車に当たり損傷させたものでございます。

３の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は14万7,290円でありまして、和解の内容は、町は相手方に対し、事故に係る修理代を損害賠償の額として支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

片山議員、質疑を許可します。

○３番（片山陽市君）

１点だけ質問させてください。

台風などの自然災害で屋根などが飛ばされたこのような状況で、相手方の自動車に当たって損傷させたというこのような場合、賠償責任は一般的には負わないという部分があると思うんですけど、今回賠償しなきゃいけなかった理由を教えてください。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

今回のこの事故につきましては、御質問のとおり、これは台風の強風によるものであると、このようになっておるわけでございますが、この倉庫につきまして、老朽化が進んでおる倉庫でございました。現在は既に撤去をされた状況でございますが、当時におきましてはその防止措置と申しますか、こちらのほうのそういった管理責任が行き届いていなかったということでこのような賠償責任を負ったと、こういう解釈でございます。

なお、これにつきましては全国町村会のほうの保険での対応というふうにそれによってさせていただいたものでございます。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

次に、内田議員の質疑を許可します。

○５番（内田　保君）

ありがとうございます。

今の片山議員の質問と関連して、倉庫は撤去されたということで、駐車場が広くなっているということで大変よかったと思います。

損害賠償の負担割合、14万7,290円でありますが、これは100対ゼロだったのか、いや、やっぱり一部向こう側の賠償責任を認めて90対10だったのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

これにつきましては、相手方の車のほうは所定の駐車場に所定のとおり駐車をされていた状況でございますので、これにつきましては町のほうの責任ということで全額のほうを支払わせていただいております。

○議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了いたします。

日程第６　報告第６号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（師崎中学校敷地内における車両損傷事故））

○議長（藤井満久君）

日程第６、報告第６号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解につ

いて（師崎中学校敷地内における車両損傷事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

〇教育部長（山下雅弘君）

報告第６号　専決処分の報告につきまして御説明いたします。

２枚目をごらんください。

専決第３号　損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町立師崎中学校敷地内で発生しました車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、去る平成31年３月26日付で専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により御報告するものでございます。

１の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

２の事故の概要につきましては、平成30年９月17日午前10時ごろ、野球部の部活動中に、生徒の打球が防球ネットを越えて駐車場にとまっておりました相手方自動車の天井後方部分に直接当たり、損傷させたものでございます。

３の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は16万5,923円でございます。和解の内容は、相手方に対し事故に係る修理代として上記損害賠償の額を支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

今後におきましても安全対策を徹底するように指導してまいります。

〇議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

（挙手する者あり）

内田議員の質疑を許可します。

〇５番（内田　保君）

ありがとうございます。

それでは、今の師崎中学校内の車両損傷事故について４点お聞きします。

まず１つ、昨年の９月15日、16日、17日は３連休の最後の日の野球部の部活動の事故です。本来なら学校にいないはずの教師の車にボールが当たった事故であります。この方は教務主任なようですが、この車の持ち主は野球部担当の教師の車か、それとも違う

教師が来ていた車なのか。これが１点目。

２点目、部活動をこの３連休の最後の日にやる必要はあったのでしょうか。

３点目、また、打球が防球ネットを越えて当たったようですが、それほどすばらしい打球をこの中学生が打ったために偶然に当たったのか、それとも師中の防球ネットの不備であれば、これからも同じことが予想されると考えておりますが、どうでしょうか。

４点目、損害賠償の16万5,923円の負担割合はやはり100対ゼロでしょうか。

〇議長（藤井満久君）

教育部長。

〇教育部長（山下雅弘君）

それでは、内田議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、この相手方の駐車車両の持ち主でありますが、こちらの方につきましては中学校の教員でありますが、部活動の直接の指導であったかどうかというところは、ちょっと今はっきりお答えできません。

それから２番目、部活動の指導をこの３連休中にする必要があったかという御質問です。こちらは通常の学校の部活動の指導として必要のため部活動指導をしていたものと聞いております。

それから３番目、今回の事故が師崎中学校側の防球ネットが低いために事故が起こったのかどうかというところであります。今回の事故につきましては、師崎中学校の防球ネットは実は高いところと低いところがございまして、通常高いところに向けてトスバッティングを行っておるんですが、たまたまこのときに低いほうに向けてトスバッティングを行うよう指示をしたというものがありまして、この生徒はかなり打力があるというんでしょうか、すごく打球を飛ばす子であったということで、たまたまその低いほうのネットを越えたということであります。

それから４番目、この事故の賠償責任は100対ゼロかということでありますが、この駐車車両につきましては、駐車場に停車しておりました。そこに当たったものでありますので、これも100対ゼロで全額損害賠償として支払いを行います。以上です。

〇議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了いたします。

日程第７　議案第33号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税

条例の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第７、議案第33号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第33号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

１の提案理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年３月29日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要が生じましたので、同日、町都市計画税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第３項の規定に基づきまして議会に報告し、その承認を求めるものであります。

２の改正の内容であります。

(1)の地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、附則第２項から第５項まで及び第16項関係であります。

(2)は、特定所有者不明土地等において行う地域福利増進事業に係る特例措置を創設するもので、附則第16項関係であります。

３の施行期日等であります。

まず、施行期日は平成31年４月１日からの施行となります。

次に、経過措置といたしましては、ア、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南知多町都市計画税条例、以下「新条例」と申しますが、この規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものであります。

イ、この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第１項ただし書きに規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用について、字句の整理を行うものであります。

なお、都市計画税につきましては、本町においては平成15年度以降、課税の停止をしております。

また、提案理由の説明の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

よろしくお願いします。

都市計画税条例の一部を改正する専決承認案件について質問します。４点質問します。

特定所有者不明土地は、今わかっているだけで南知多町にはそれぞれの地域ごとでほぼ何平米ぐらいあるのかということをお答えください。

それから２点目、これの土地所有者不明土地を利用して、この法律では、広場や購買施設等を地域住民の共同の福祉や、または利便を図る目的で事業をやったときには軽減措置が図られると、こういう法律です。町としては、この活用をどのように支援していくつもりなんですか。

あと２点ですね。

国の法律では、課税控除の特例として、都市計画税と固定資産税を想定しております。今回の改正は、都市計画税に関する内容だけを専決処分しようとしているのか、固定資産税についての特例は別に定めるのか。

それから最後です。

国の法改正では、課税標準を最初の５年度分について３分の２を乗じた額というふうにしておると思いますが、条例改正の新旧対照表をちょっと私が見てみますと、どこにも最初の５年度分とする内容が表記されているのか、書かれていないような感じがあるんですが、説明を求めます。以上です。

○議長（藤井満久君）

神谷君。

○税務課長（神谷和伸君）

まず、最初の特定所有者不明土地は何件あるかという件につきましては、私ども税務課としては把握をしておりません。

あと２点目、どう活用していくかにつきましては、ちょっと私ども税務課の所管ではないと考えております。

３つ目の、今回につきましては都市計画税の関係だけだと思いますが、固定資産税につきましては、これは地方税法の改正に伴って今回の都市計画税の改正をしたわけなんですが、固定資産税につきましても議員が言われるとおりこういった規定があります。これについては、地方税法の規定でそのまま適用できますので、町税条例にその規定をつくる必要はないということで固定資産税のほうの改正には上がっていないということがあります。

それと、４点目につきましては、今のこの規定では５年度分とかそういう関係につきましても、今のと同様に地方税法の規定に５年度というふうに書いてありますので、それが適用されますので、この都市計画条例のほうにあえて規定する必要はないものでありますので、載っていない状態であります。以上であります。

○５番（内田　保君）

わかりました。

○議長（藤井満久君）

答えのほうはよろしいですか。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

ただいま２番目の御質問で、この特別措置法が施行されまして、今後どのように活用できるかということでございましたが、町としましては、今後、法律の条項ですとか、今後は発出される国からの通知などを研究いたしまして、どのような対応ができるかということを研究・調査して対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

〇５番（内田　保君）

ありがとうございます。

それでは、専決処分の承認の賛成討論をいたします。

簡単に言います。

この改正案は、土地の有効活用を進めるものであり、南知多町としても、例えば道の駅だとか、これはなかなか難しいかと思いますけど、積極的な有効活用策の提案を期待して賛成するものであります。以上です。

〇議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第８　議案第34号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

〇議長（藤井満久君）

日程第８、議案第34号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〇総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第34号、専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

１の提案理由であります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年３月29日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたので、同日、町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第３項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

２の改正の内容であります。

低所得者に係る保険税軽減の基準額を改正するもので、第23条関係であります。これは、国民健康保険税の減額に関するもので、５割軽減及び２割軽減の基準額の算定方法の変更であります。

(1)といたしまして、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者数等の数に乗ずべき金額を、現行の「27万5,000円」から「28万円」に引き上げるものであります。

(2)として、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者数等の数に乗ずべき金額を、現行の「50万円」から「51万円」に引き上げるものであります。

３の施行期日等であります。

平成31年４月１日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものであります。

なお、提案理由の説明の次にこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

１点質問させていただきます。

非常に低所得者に対しての有利な改正であると思っております。

５割軽減者と２割軽減者はこの額がちょっと引き上がったことでどれだけふえているのか、ちょっと具体的な数字をお答えください。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それでは、この今回の改正によりまして、国民健康保険税につきましては、まだ現在、本年度は今準備をしているところでありますが、その今のこの本年度の、準備の状況ではありますが、課税状況で答弁させていただきたいと思っております。

まず、５割軽減の対象世帯が、医療分と支援分につきましては、改正前は399世帯、これが改正後につきましては406世帯ということで７世帯の増となります。

また、介護分につきましては、改正前は165世帯だったものが、改正後は169世帯ということで４世帯の増ということになります。

次に、２割軽減のほうですが、医療分と支援分につきましては、改正前は332世帯であったものが、改正後は343世帯ということで11世帯の増ということになります。

また、介護分につきましては、改正前は165世帯であったものが、改正後は169世帯ということで４世帯の増ということになっております。以上であります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

この案件について、専決処分の承認の賛成討論をいたします。

国保税が県一高い南知多であります。中低所得者も国民健康保険税の軽減措置の対象

の枠を拡大するため今回の措置がとられて、５割軽減、２割軽減の対象となる世帯が軽減判定所得を引き上げております。住民の利益となるもので承認いたします。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第９　議案第35号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（藤井満久君）

日程第９、議案第35号　専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第35号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

１の提案理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年３月29日に、及び山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が３月30日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例等を改正する必要が生じましたので、３月30日、町税条例等の一部改正につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第３項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

２の改正の主な内容であります。

この条例は３条立ての改正となっております。

(1)の第１条の改正で、アの個人の町民税関係においては、（ア）寄附金税額控除について、総務大臣が定める基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金を特例控除額の控除対象とするもので、第33条の７関係であります。

（イ）は、住宅借入金等特別税額控除についての適用期間を２年間延長し、平成22年度から「平成43年度までの各年度分」であったものを、「平成45年度までの各年度分」までとし、住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件を廃止するもので、附則第７条の３の２関係であります。

イの固定資産税関係においては、（ア）高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定で、附則第10条の３関係であります。

（イ）不均一課税による固定資産税の税率の特例の対象期間を２年間延長し、平成25年４月１日から「平成31年３月31日まで」であったものを、「平成33年３月31日まで」とするもので、附則第10条の４関係であります。

ウの軽自動車税関係においては、軽自動車税のグリーン化特例について、重課を平成31年度分に限ったものとし、平成29年度分の軽課の規定を削除するもので、附則第16条関係であります。

(2)の第２条の改正は、南知多町税条例等の一部を改正する条例、平成29年南知多町条例第５号の一部を改正し、アの軽自動車税関係において、地方税法等の一部改正に伴う規定を整備するもので、附則第15条の６関係であります。

(3)の第３条の改正は、南知多町税条例等の一部を改正する条例（平成30年南知多町条例第23号）の一部を改正し、アの法人の町民税関係において、納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務づけられた資本金が１億円を超える法人等が電気通信回線の故障、災害、その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、町長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができるとする規定で、第46条関係であります。

３の施行期日等であります。

(1)の施行期日は、平成31年４月１日からの施行となります。ただし、第１条中南知多町税条例第33条の７の改正規定並びに同条附則第７条の４、第９条及び第９条の２の

改正規定並びに次号イからエまでの規定は、同年６月１日からの施行となります。

なお、附則第２条から第４条において、(2)町民税に関する経過措置、(3)固定資産税に関する経過措置及び(4)軽自動車税に関する経過措置について定めております。

また、提案理由の説明の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

少しわからないところもあるので教えてください。

まず、第１条の控除の町民税関係において、住宅ローンの特別控除の問題ですが、この問題については、平成22年からのやつを２年間延ばすという、そういう措置が今回の内容でありますけど、それとは別に、今回消費税関係で国土交通省がホームページでも出しておりますけど、住宅ローンの減税を３年間、要するに10年から13年に延ばすと、こういうことを発表しております。そうすると、ここで出されている住宅控除の内容と、それから今国土交通省が平成31年10月１日から平成32年12月31日までに購入した場合に住宅ローン控除の期間を３年間延長して、本来10年だけれど、13年にすると、こういうことを言っているんですね。これとの関連はどういうふうになってくるんでしょうか、これが１点。

２点目です。固定資産税関係で高規格堤防整備に係る家屋減税は、税務課にお聞きしましたら、これは難しい言葉だったので教えてくださいといって、そうすると今はこの関係の家屋はないと。だから南知多町においては、関連するのは不均一課税の対象だそうです。これは、両島にかかわる内容で両島の旅館業や製造業など経済的活性化のための減税で、1.4％が0.7％に平成25年から平成33年まで実施できると、こういうことだそうです。

では、この不均一課税の問題を、例えば島の方が旅館業を始めるだとか、それからさ

まざまな製造業を始めるときに、極めて減税になるわけですよね。そういうことについては、皆さんにちゃんと伝えているのかどうか。

　それから３点目、特に、私はこれを質問していただいてわかるんですが、なかなか不均一課税だとか、それから高規格堤防整備だとかという言葉を使われてもわかりにくいので、できれば議案の中にちょっとした説明をつけてほしいなというふうにちょっと思っております。よろしくお願いします。

　あと、最後です。

　済みません、２つですね。

　資本金が１億を超える法人で電子情報処理を義務づけられている対象法人は、南知多の中にはどれだけいるんでしょうか。

　それから最後です。

　これだけです。ごめんなさい。よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

　税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

　それでは、答弁させていただきます。

　まず、住宅借入金等特別税控除の適用期間の延長という件なんですが、これにつきましては、まずこれはどうして延長するかということなんですが、これについては所得税のほうで平成32年末までの間、消費税率が10％適用される住宅等について住宅ローン控除の控除期間を３年延長し、13年間とすることとされております。

　その際、適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、消費税率２％の引き上げ分の負担に着目いたしまして、３年間で住宅借入金等の年末残高の１％か、それか建物の購入価格の３分の２％のどちらか少ないほうを控除額とするというふうになっております。それに合わせて住宅ローン控除については所得税から控除し切れない額を住民税のほうの控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税の額から控除することとされたものであります。

　今回の改正におきましては、この11年目から13年目までの各年分の住宅ローン控除について、所得税額から控除し切れない額について、現行制度と同じ補助額の範囲内で個人住民税から控除する措置とするとしたものでありますが、これについてはこれにあわせて改正しておりまして、この適用年というのがこの取得する年といった意味でありま

して、実際のところは、今の最初にあったように３年間延長というふうになりますので、実際のところは同じものだというふうに考えております。

２番目の不均一課税の島の人にということについては、ちょっと私どもはどうするかということは控えさせていただきたいと思っております。

あと３つ目のこの法人町民税の関係のまず１億円を超える法人がどれだけあるかということでありますが、この１億円以上の資本金の部分につきましては54法人あります。以上であります。

○議長（藤井満久君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

２番目の御質問の離島の方に不均一課税についての御案内ということでございますが、これは税務課サイドではなかなか厳しいということがございますが、島の活性化ということで、町のどこから御案内するかは別としまして、地域の活性化ということでまた何らかの形で御案内というかお知らせしたいと思っております。

○５番（内田　保君）

ありがとうございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

簡単に専決処分の承認の賛成討論をいたします。

個人住宅ローンの減税期間の延長は町民の利益になるものであり、専決処分を承認いたします。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

〔　休憩　１０時２９分　〕

〔　再開　１０時４０分　〕

○議長（藤井満久君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第10　議案第36号　教育委員会委員の任命同意について

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第36号　教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第36号　教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員５名のうち、大字日間賀島の坂口薫史さんが令和元年７月14日をもって任期満了となります。

坂口薫史さんにつきましては、人格、識見にすぐれ、また教育に関する経験も豊かであり、引き続き任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

坂口さんの主な公職歴を申し上げますと、平成26年度には日間賀中学校のＰＴＡ副会長を務められ、平成27年７月15日から現在まで保護者である教育委員を務められています。

なお、任期は令和元年７月15日から４年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

　これをもって提案理由の説明を終わります。

　これより質疑に入ります。

　質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

　内田議員。

○５番（内田　保君）

　ありがとうございます。

　坂口さんの任命同意が提出されております。

　これまで教育委員としての実績は、今ＰＴＡの副会長さんを務められたと、そういうことをちょっとお聞きしました。

　子供を第一に考える教育行政を進めてきた資質がとても問われております。そういう点では、ある面ほかの若い方にやっていただくという考え方もあったと思われますが、継続するにふさわしいＰＴＡ副会長以外のふさわしい具体的な理由がもし今わかるようでしたらば説明してください。

○議長（藤井満久君）

　教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

　坂口委員の実績ということでございます。

　坂口委員は現在１期目の教育委員さんでございますが、この間教育行政につきまして、教育委員会を通じまして積極的に委員会活動をしていただいております。また、この方は日間賀島の方でございまして、地元の日間賀小学校、日間賀中学校を何回も訪れておりまして、児童・生徒の状況の把握ですとかに努めていただいております。それから、先生方とも信頼関係を築いておりますので、そういう実績がありまして、委員さんにふさわしいと考えております。

○議長（藤井満久君）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　これをもって質疑を終了いたします。

　これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

日程第11　議案第37号　工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事）

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第37号　工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、議案第37号　工事請負契約の締結について、提案理由を御説明いたします。

提案理由の説明をごらんください。

１の提案の理由でございますが、日間賀漁港漁港施設機能強化工事について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る５月29日に７者による指名競札にて実施したものです。

２の工事の概要でございますが、工事名は日間賀漁港漁港施設機能強化工事、工事場所は南知多町大字日間賀島地内でございます。

主な工事内容でございますが、第１号岸壁の一部区間における薬液注入工60本、被覆石工206立方メートルとなっております。フェリーの発着場所となっている第１号岸壁において、既設岸壁の直下に存在する軟弱地盤に薬液を注入し、地盤改良を行うこと及び岸壁前面の被覆石を拡幅することによって、耐震、対津波性能の強化を実施するものでございます。

工期は令和２年３月13日まで、請負契約金額は6,710万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は610万円でございます。

請負契約者は、南知多町大字片名字新師崎20番地、株式会社石橋組でございます。

なお、裏面の２ページには入札結果を、また３ページには工事場所の位置図、岸壁の標準横断面図をつけておりますので、参考にごらんください。なお、２ページの入札結果につきましては、全て税抜き表示となっておりますので、御了承ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

ありがとうございます。

２点質問させていただきます。

１つは、この工事において岸壁の補強が中心になっておりますが、同時に落ちたときのタラップ、篠島でタラップがなくてなかなか上がれなかったという方が見えました。タラップ工事を取りつけられるのか。これが１点目。

２点目です。この工事の入札の仕方、そのいわゆる表示の仕方についてちょっとお聞きします。この工事の入札のいわゆる公平性・透明性を議会や町民に明確にするために私は質問します。

今回この契約について、企画部の入札結果の報告を回収し差しかえております。もとの報告の仕方が正しい議会への報告のあり方ではないでしょうか。つまり、南知多町の契約規則では、13条、14条、15条、20条、23条において、指名競争入札においても予定価格と最低制限価格を併記して示すことになっております。入札の前ならまだしも、入札が終わっております。その報告を町議会や町民に対して示すもので、できる限り町民に対して透明性のあるものでなければなりません。

先日、回収の根拠を検査財政課長に問いたださせていただきました。検査財政課も南知多町契約規則の原則に従っていないことを認めつつ、契約上の経緯を説明するだけで、今は公開していませんで終わりました。町長は謝る必要はなかったと私は考えておりま

す。

愛知県やほかの県でも入札契約が終わったところは、最低制限価格も原則公開としているところが多いわけでございます。国の平成26年９月30日の閣議決定、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更についてという文書がございます。ここでも原則最低制限価格は入札後公開を指導しております。

担当者は町長の考えをどういうふうにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

内田議員の１点目の質問、タラップの設置が可能かどうかということに関しましてお答えいたします。

機能強化事業につきましては、現行の海象条件や自然の力による、地震あるいは津波、そういったものから構造を守る岸壁の整備が事業目的となっております。また、陸揚げ、あるいは集出荷施設、そういったものの漁港機能の効率化を図る機能強化、この２点が主に機能強化事業の目的でございます。

そのことに鑑みまして、議員のおっしゃられるタラップの設置ができるかにつきましては、この事業においてはできません。ただし、この事業でないもののそういった事業メニューも国にはございます。そういったところで各漁港からの要望に基づいて、今後実施していく必要はあると思います。以上です。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

それでは、入札の最低制限価格の公表について御説明させていただきます。

まず、最低制限価格制度でございますが、これは地方公共団体のみの認められた制度でございます。地方公共団体においては、最低制限価格を設けることができる契約は、地方公共団体の支出の原因となる契約のうち工事または製造その他についての請負の契約に限られ、物品、財産等の購入に係る契約についてはこの制度の採用はしないということになっております。画一的な割合であらかじめ定め運用すると適切ではないということでもあります。個々の契約ごとに応じ、合理的なものとして定め、公正な確保をする必要があるということでございます。

今回の入札におきまして、南知多町契約規則第15条第１項に基づき、契約担当者は地方自治法施行令第167条の10第２項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の５分の４から３分の２までの範囲において定めなければならないとしております。この規定の範囲内において設定をしております。

なお、この価格については公表しておりませんので、その公表していないことにつきましては、今後の入札における最低制限価格を推測され、同額入札によりくじ引きによる落札業者を決められることが多くなり、積算能力や品質の低下につながる懸念がございます。近年、人手不足や材料の高騰などの要因などから入札業者の企業努力により積算し、応札をしていただいていると思っております。

したがいまして、競争性の確保をした上で適正価格となるよう入札が執行され、原価割れの発注の防止を図ることにより、工事の適正な施行を確保や建設業の経営基盤の確保を図ることができるというふうに考えております。

今後につきましては、最低制限価格の公表をするか否かについては、他の自治体の事例、状況を踏まえつつ検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

この案件に賛成する立場から討論します。

一言。日間賀漁港の強化のための必要な工事であり、工事請負契約に賛成いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第38号　財産の購入について（ノートパソコン91台）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第38号　財産の購入について（ノートパソコン91台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第38号　財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

次の提案理由の説明をごらんください。

１．提案の理由は、ノートパソコン91台を購入するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

２．財産の概要は、ノートパソコン91台を南知多町に令和元年９月30日までに納入するものでございます。

契約金額は1,072万9,800円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は79万4,800円でございます。

契約の相手方は、株式会社大塚商会中部支店でございます。

入札につきましては、去る５月29日に指名競争入札にて実施したものであります。

なお、次のページには入札の結果をつけてございます。その次のページには、参考資料として物品の概要をつけてございます。ノートパソコン91台の内訳としまして、役場の事務用が65台、保育所用が25台、子育て支援センター用が１台でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

よろしくお願いします。

５点質問させていただきます。

１、今のデスクトップパソコンはどうされるんでしょうか。

２点目、なぜこの６業者を指名競争入札業者としたのか、その理由をお答えください。

３点目、これを入札するに当たって、一定の物品入札基準を業者にあらかじめ示して、そして今回の金額が妥当というふうになったのか、そこら辺の入札にかかわる手続の問題をお示しください。

４点目、なぜオフィス2016なのか。今、2019であります。そんなに古いオフィスを採用されているわけですが、2019で購入できなかったのか。

最後でございます。設定作業を含む金額としております。ウイルス対策はしっかり担保しているんでしょうか。お答えください。

〇議長（藤井満久君）

企画課長。

〇企画課長（高田順平君）

ただいま内田議員からいただきました５点の質問につきまして、１点目、４点目、５点目につきまして、企画課としてお答えさせていただきます。

まず、１点目の古くなったパソコンについての対応でございますが、業者の引き取りを予定しております。

４点目の質問、オフィスについて2016を使用している。なぜ2019を導入しなかったということにつきましてですが、マイクロソフトのオフィス2019につきましては、ことしの１月に発売されたソフトとなっております。現在、役場のほうでは業務エクセル・ワード等を使用して自己開発のプログラムを組んでおるものもございます。そういったところの互換性を担保しながら動作の安定を図るために、2016を採用したものでございます。

また、オフィス2016、オフィス2019のサポート期限が2025年10月まで、同じ月までのサポートとなっていることも考えまして、オフィス2016の採用を決めたものでございます。

また、５点目の質問のウイルス対策につきましてですが、今回導入するパソコンとは別にウイルス対策の設定を行っていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

２点目、３点目について、内田議員の質問に対して御答弁させていただきます。

まず、この６業者につきましては、過去の実績及び調達実績等により６者を選定しております。

あと、３点目でございますが、仕様概要のとおりに積算を各業者にしていただいておりますので、その仕様のとおりに積算をしておると考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

このノートパソコンを買うことの賛成討論をいたします。

同じような東芝製の製品が11万円でアマゾンで売っております。しかし、今回の契約は91台で割ると11万7,909円、しかしＳＳＤが256は非常に速いです。アマゾンは500のハードディスクになっていますので、だから速さからいうとこちらのほうがいいのかなというふうに思います。設定料も含んでいるということで、妥当だと考えます。

少しオフィスが古いことに懸念がありますが、今後の業者へのアフターケアサービスの充実を強く要求することでこの議案に賛成いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第39号　財産の購入について（海っ子バス（中型バス）１台）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第39号　財産の購入について（海っ子バス（中型バス）１台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第39号　財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

次の提案理由の説明をごらんください。

１．提案の理由は、海っ子バス（中型バス）１台を購入するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

２．財産の概要は、海っ子バスとして日野レインボー（中型バス）１台59人乗りを南知多町に令和２年１月31日までに納入するものでございます。

契約金額は2,442万円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は222万円でございます。

契約の相手方は日野自動車株式会社半田営業所でございます。

入札につきましては、去る５月29日に指名競争入札にて実施したものでございます。

なお、次のページには入札の結果をつけてございます。その次のページには参考資料として物品の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

ありがとうございます。

５点質問させていただきます。

まず１、３者が辞退しております。この５者の指名入札業者の指名はどのような会で選択し、決定したのでしょう。

２番目、日野レインボーありきで入札されておるんでしょうか。

３点目、バスの形状、エンジン出力等、乗車条件を明示しての入札なんでしょうか。

４点目、以前のバスの入札もこの５者で行ったんでしょうか。

５点目、南知多町としていわゆる予定価格、最低価格は設定していないわけでございますが、さまざまなバス情報を手に入れて、あらかじめ一定の価格設定の腹づもりはもうされていたのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

それでは、内田議員の質問について御説明させていただきます。

５者のうち３者の辞退でございますが、この５者につきましては地元業者及び半田の日野自動車のほうの指名をいたしました。過去の実績、どちらも過去の実績等に照らし合わせまして、この５者を指名しておるところでございます。辞退につきましては会社の事情でございますので、こちらのほうでは把握しておりません。

あと、過去にでございますが、仕様がそのときと違う場合がございますので、この５者ということではございません。

あと、価格の設定ですが、価格の設定につきましては、この日野レインボーの車種ということで設定をしておりますので、その車種により仕様概要等を検討してこちらの物品の概要から仕様をつくっております。以上です。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

内田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

あと、出力のほうは提示しているのかというような御質問だったと思いますが、それにつきましては、提案理由のはねていただいて3ページ目の物品概要のほうにも書いてございますが、エンジン出力210ｐｓということになっています。これはあくまでも概要でございますので、入札に関しましてはもう少し詳細に特別仕様書を提示して行っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

バス購入に賛成する立場から討論いたします。

指名競争入札者が５者を指名することになっておるのに３者も辞退して、契約規則22条の５者以上の入札する条件が満たされていなかったのが残念です。しかし、バスは必要であり、今回のバス、財産物品購入に賛成いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第40号　南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第40号　南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第40号　南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

１の改正の理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年３月29日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

２の改正の主な内容であります。

この条例は２条立ての改正となっております。

(1)の第１条の改正で、アの個人の町民税関係においては、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとする規定で、第35条の３の２及び第35条の３の３関係であります。

イの軽自動車税関係においては、（ア）は令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間に取得した環境性能割の税率が100分の１の自家用の三輪以上の軽自動車について非課税とする規定で、附則第15条の２関係であります。

（イ）は、特定期間に取得した環境性能割の税率が100分の２の自家用の三輪以上の軽自動車について税率を100分の１に軽減する規定で、附則第15条の６関係であります。

（ウ）は、令和元年度及び令和２年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ないものについて当該車両番号指定の翌年度分の種別割に限り税率を軽減する規定で、附則第16条関係であります。

(2)の第２条の改正で、アの個人の町民税関係においては、令和３年度以後の各年度分について単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加する規定で、第26条関係であります。

イの軽自動車税関係においては、令和３年度及び令和４年度に初回車両番号指定を受けた電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車で乗用のものについて当該車両番号指定の翌年度分の種別割に限り税率を軽減する規定で、附則第16条関係であります。

３の施行期日等であります。

(1)は、施行期日は令和元年10月１日からの施行となります。ただし、アとして第１条中の南知多町税条例第35条の２中第８項を第９項とし、第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項の次に１項を加える改正規定並びに第35条の３の２、第35条の３の３及び第35条の４第１項の改正規定並びに附則第２条の規定は令和２年１月１日から、イとして、第２条中南知多町税条例第26条の改正規定及び附則第３条の規定は令和３年

１月１日から、ウとして、前号に掲げる改正規定を除く第２条の規定及び附則第５条の規定は令和３年４月１日から施行となります。

なお、附則第２条から第５条において、(2)町民税に関する経過措置及び(3)軽自動車税に関する経過措置について定めております。

また、提案理由の説明の次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

ありがとうございます。

２点質問させていただきます。

まず、個人町民税関係で、令和３年、2021年１月１日からの単身児童扶養者を個人住民税を非課税の対象とする、そういう条例になっております。

具体的に、前年度の所得額は幾らを基準として、この単身児童扶養者の個人住民税の非課税対象者とするのか。その条件をもう少し詳しくお聞かせください。

２点目、消費税導入に伴い、もう一方では軽自動車税の自動車会社のもうけをふやすために、かなり軽自動車税を削っております。南知多町の３月予算の軽自動車税予算は7,371万円、これが大きく今後減っていくんではないかというふうに懸念しております。

どれくらいの予算規模に影響を及ぼしてきて、またかわりに国は上手に地方交付税措置だとかさまざま揮発油税だとか、そういう形で担保しますので、実際には南知多町の３月予算で出された7,371万円の軽自動車税の額が多分減らないのか、それとももっと大きく減ってしまうのか、ここの予想を、済みませんが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それでは、答弁させていただきます。

まず、１点目の令和３年度以後の各年度分について、単身児童扶養者を非課税措置の対象にするという規定でありますが、これにつきましては非課税の措置が令和３年度からとありますが、135万円というのが非課税の基準になります。

２点目の軽自動車税の関係で減るのか減らないのかという見込みはどうかということでありますが、今後の見込みではありますが、参考にいたしますと、現在いわゆる重課というふうになっておりますのが軽自動車税で2,665台あるんですが、それが410万円、結局重課ですから一般の税額よりふえていると。逆に軽課となっているほうが304台ありまして、117万円軽減となっております。

これを見ますと、重課につきましては、言ってみれば古い車については重課をしているということになりますが、これだけを参考にしますと、重課の分が、古い車が多ければ軽自動車税はふえるんではないかということに考えておりますが、ただ今後のことがありますので、具体的なところはちょっとわからない状況であります。以上であります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15　議案第41号　南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第41号　南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第41号　南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

１．改正の理由は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料軽減強化に関して、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

２．改正の内容は、(1)第１段階から第３段階の低所得者に対する公費による軽減強化で、第１段階の年額保険料「２万7,000円」を「２万2,500円」とするもので、第４条第２項関係であります。次に、第２段階の年額保険料「４万5,000円」を「３万7,500円」とするもので、第４条第３項関係であります。次に、第３段階の年額保険料「４万5,000円」を「４万3,500円」とするもので、第４条第４項関係であります。

(2)は、現行と改正案との保険料比較表で、第１段階から第３段階までの所得段階別の保険料の基準額に対する調整率と年額保険料及びその比較であります。表右側は現行と改正案との比較で、第１段階は既に平成27年４月１日から調整率が0.05引き下げられておりますが、さらに調整率を0.075引き下げ、年額保険料は4,500円の減額であります。次に、第２段階は、調整率を0.125引き下げ、年額保険料は7,500円の減額であります。次に、第３段階は調整率を0.025引き下げ、年額保険料は1,500円の減額であります。

(3)元号表記の改正は、平成31年度以降の元号表記を「平成」から「令和」へ改正するもので、第４条関係であります。

３．施行期日等は、(1)施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年４月１日から適用するものであります。

(2)経過措置は、改正後の南知多町介護保険条例第４条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとするものであります。

次のページ以降に新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16　議案第42号　令和元年度南知多町一般会計補正予算（第１号）

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第42号　令和元年度南知多町一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第42号　令和元年度南知多町一般会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億9,889万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,889万4,000円とするものでございます。

第２条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から御説明いたしますので、12ページ、13ページをごらんください。

３．歳出であります。

２款総務費、１項総務管理費、８目企画費は600万円の増額補正でございます。まちづくり推進事業費は、篠島地区及び日間賀島西区が購入を予定しております事務用機器、祭礼用備品などに対しまして、一般財団法人自治総合センターから一般コミュニティ助成事業としましてコミュニティ助成金が交付されることになりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

地方創生推進事業費は、東京一極集中の是正として、愛知県と共同して本町への移住・定住の促進を推進する首都圏人材確保支援事業費補助金でございます。

次に、３款民生費、１項社会福祉費、７目障害者福祉費179万3,000円の増額補正と、２項児童福祉費、２目児童運営費834万9,000円の増額補正は、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、その制度に対応するための障害福祉サービスシステム及び子ども・子育て支援システムの改修費でございます。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費、５目知多南部衛生組合費は89万4,000円の増額補正でございます。これはクリーンセンターにある粗大ごみ受け入れコンベヤーエプロン板の老朽化による破損が進行し、エプロン板全て取りかえる必要が生じたことによる分担金の増額でございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

２項清掃費、３目知多南部広域環境組合費は644万8,000円の増額補正でございます。これはごみ処理施設の建設に伴い行った土壌汚染等調査により、建設地から基準値を超過する土壌が確認され、その処理費用が必要になったため分担金を増額するものでございます。

次に、７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費は１億981万4,000円の増額補正でございます。これは消費税及び地方消費税の引き上げによる低所得者子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起する目的で、プレミアム付商品券を販売するための経費でございます。主な費用として、商品券の発行に係る費用、システム改修費、販売手数料でございます。

なお、本事業にかかわる職員の時間外勤務手当分は、補正予算給与費明細書18ページ、19ページに記載してございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

９款消防費、１項消防費、４目災害対策費は6,559万6,000円の増額補正でございます。防災施設維持管理費は、昨年の台風24号の影響により故障した篠島防災センターに設置してある非常用発電機の修理に係る費用でございます。防災・減災施設整備事業費は、豊浜地区防災拠点の整備に係る土地と施設の購入費及び登記業務委託料でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

８ページ、９ページをごらんください。

２．歳入であります。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金及び６目商工費国庫補助金は、歳出でそれぞれ御説明しました障害福祉サービスシステム改修費とプレミアム付商品券発行に係る国庫補助金で、合計で3,560万7,000円の増額補正でございます。

次に、15款県支出金、２項県補助金、１目総務費県補助金及び２目民生費県補助金は、歳出でそれぞれ御説明しました首都圏人材確保支援事業費補助金及び子ども・子育て支援システム改修に係る県の補助金で、合計で909万9,000円の増額補正でございます。

次に、19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金は1,085万9,000円の増額補正でございます。これは今回の補正の財源調整として繰越金を増額するものでございます。

次に、20款諸収入、４項雑入、３目雑入は、歳出で御説明いたしました篠島防災センター非常用発電機の修繕に対する建物災害共済金312万9,000円、コミュニティ助成事業補助金に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金500万円、プレミアム付商品券の売払収入7,600万円の合計8,412万9,000円の増額補正でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

21款町債、１項町債、３目消防債は5,920万円の増額補正であります。これは防災拠点施設の整備に係る財源として借り入れを行うものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、４ページをごらんください。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債の補正で、防災施設整備事業の限度額を5,990万円に変更するものでございます。

一般会計の地方債残高はこの補正予算書の20ページにありますので、ごらんいただきたいと思います。

表の一番下段の右側になりますが、令和元年度末現在高見込額は66億8,331万9,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

よろしくお願いいたします。

３点質問させていただきます。

まず１つ、補正予算書の９ページ、15ページ、プレミアム付商品券購入の事業について、先日全員協議会の説明資料、ここにありますが、産業振興課が出された資料が一部間違っているんじゃないかと私は思いまして確かめました。

現在、国のほうの施策は０歳児から３歳半に引き上げられております。この計算では、2.5万円掛ける３歳未満の子の数と、こういう形で産業振興課の方が説明されましたが、これは町民の皆さんにも大変戸惑うところだと思いますので、私も国や県にも確認しましたところ、初めは確かに２歳までだったけど、しかしその後いろんな国民の声があって、３歳半、いわゆる学齢３歳という言い方を国はしているそうですが、そういうことで広げられていると思いますので、その回答をお願いいたします。

それに伴って対象範囲が広がるはずでございます。いわゆるどれぐらいの南知多町の子供の対象の数となっていくのか。現在ここでプレミアム付商品券の関係の予算が計上されておりますが、ひょっとしてこれでよいのか、そこら辺のところは子供の数の算定を２歳でやっているんじゃないかというふうにちょっと思いましたので、そこら辺をお聞きしたいと思います。

３点目、19ページの時間外勤務手当の153万1,000円は、いわゆる選挙にかかわる手当分の増額なのか、どういう点でこういう時間外勤務手当が増額したのか。

その３点をお答えください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

内田議員からの３点の質問に対しまして答弁させていただきます。

３歳未満の取り扱いにつきましては、内田議員のおっしゃるとおり、学齢３歳ということになりますので、年度でいきますと2016年４月２日から2019年９月30日までに生まれた子供が属する世帯が対象となります。

次の子供の数につきましては、９月30日までに生まれた子ということで、まだ将来的なもので予測がつかないような状況です。ですので、過去で判断させていただきまして、今2019年１月１日現在で３カ年を見た場合、この数といたしましては238名いらっしゃ

います。

あと、その数で足りるのかという話なんですが、今、当初全員協議会のときに出させていただいた資料につきましては、2018年で出させていただきましたが、2019年で出させていただいたところ、3,800人で足りる形になっております。

あと、時間外につきましては、こちらの時間外につきましては職員の時間外を予定しておりまして、打ち合わせだとか広報の原稿作成だとか、通常の業務以外でかかる時間外につきましてはこちらのプレミアム付商品券事業のほうで請求させていただく予定をしております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○５番（内田　保君）

そうなると、全員協議会で配られた資料の中には、額面2.5万円掛ける３歳未満の子の数と、この表現の仕方は非常に戸惑うんですよね。なので、これは直していただけますか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

購入限度額のところに書いている３歳未満の子の数ということでよろしいでしょうか。

わかりました。こちらのほうにつきましては、学齢３歳未満の子の数ということで直させていただきます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号の件については、各委員会に付託するこ

とに決定しました。

日程第17　請願第２号　「日本政府に消費税10％増税の中止を求める意見書」の採択を求める請願

〇議長（藤井満久君）

日程第17、請願第２号　「日本政府に消費税10％増税の中止を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

５番、内田議員。

〇５番（内田　保君）

ありがとうございます。

それでは、請願の朗読により説明させていただきます。

請願者の住所、氏名、知多郡南知多町内海馬場73、平木秋人はじめ２名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

10月からの消費税増税に対して、生活や商売への不安が日々高まっています。「こんな経済情勢で増税していいのか」という声は、増税に賛成する人たちの中からも上がるようになっております。

前回の消費税８％への増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下してしまいました。内閣府が発表した景気動向指数、ちょっと古いんですが、６年２カ月ぶりに「悪化」となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。

これまで３回の消費税増税が行われましたが、1989年の３％増税は「バブル経済」の最中であり、1997年の５％増税も2014年の８％増税も、政府の景気判断は「回復」でした。それでも消費税増税は深刻な消費不況を招きました。今回は、景気後退の局面に５兆円近い大増税を強行しようとしているのです。これほど無謀な計画はあるでしょうか。

米中の「貿易戦争」も深刻化しており、ＩＭＦ、ＯＥＣＤなど世界経済の減速や失速を警告しております。そんな中でも安倍政権は、大増税で家計を痛めつけようとしています。「安倍首相は年内に消費税率を引き上げ、景気を悪化させるとかたく心の決めているように見える」、ウォールストリート・ジャーナルの４月４日付です、とやゆされるほどです。これほど愚かな経済政策があるでしょうか。

つきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう請願いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔　散会　１１時３５分　〕